保護者のみなさまへ

れいわ ねんど きょうしつ りょうもうしこ 令和5年度 ふれあい教室利用申込み

うけつけ 1. 受付

【受付期間】 令和5年1月11日(水)~2月1日(水)

※受付期間後に申込みされた場合、4月からの入室審査に間に合わない場合がございます。 もうしこみほうほう 【申込方法】

○郵送(送付先は裏面)

<u>上記受付期間の消印が有効</u>です。郵送代につきましてはご自身の負担となりますのでごう 承ください。

つ窓口 青少年育成課(市役所東別館2階)及び 田原支所 上記受付期間の午前8時45分~午後5時15分(土・日曜日を除く)

さょうびうけつけ せいしょうねんいくせいかまさぐち 土曜日受付 ※青少年育成課窓口のみ

れいわ ねん がっ にち こぜん じん こ こ しょうこ らんのき 令和5年1月21日 午前9時~午後5時(正午からの45分除く)

○各ふれあい教室 ※現在ふれあい教室に在籍している児童及びそのきょうだいのみ ※ふれあい教室では書類の不備等の確認は行いませんので、必ず書類が揃っているか確認の 上ご提出ください。また、書類等に関する質問は各ふれあい教室では受け付けておりませんので、 で、質問がある場合は青少年育成課にお問い合わせください。

2. 提出書類

※綴じている様式には、ご自身に不要なものも含まれている可能性があります。必要な書類のみご記入、ご提出ください。

※児童状況申立書を郵送される方は、内容の確認のため、後日電話させていただくことがあります。持参される方は、別室にて状況を聞き取りさせていただきます。

3. 利用許可または入室保留通知の送付

世がこうをしゅん しょうい の しょうい らとう から 入室できます。(同じ基準に属する場合は厳正なる抽選の上、 けってい) 大きでいたします。なお、抽選の公開は行いません。) 定員を超えた児童は入室保留となりますのでご了承ください。

※2月下旬頃に入室の結果を郵送します。

※選考基準は、入室案内3ページをご覧ください。

⁵⁵ たまの注意事項もよくお読みください。

ちゅういじこう 【注意事項】

- ○<u>受付期間終了後(2月2日以降)に申込みされると、4月1日からの利用に間に合わないことがございます。</u>
- 〇提出書類に漏れや不備があった場合、<u>選考に関わりますので、必ず揃えて提出してください。</u>提出書類に不備があった場合は、<u>作しい状態になった日を受付日とします</u>ので、ご注意ください。
- ○**審査の時点で過去の利用料に滞納がある場合は、入室をお断りいたします。**なお、受付期間 まとう まとくち たいへん こ あ のまるので、利用料の納付相談については、お待ちいただくことがあります。



と 【問い合わせ・郵送先】 〒575-8501

しじょうなかて しなかの ほんまち ばん ごう 四條畷市中野本町1番1号 しじょうなかて しきょういくいいんかい きょういくぶ せいしょうねんいくせいか 四條畷市教育委員会教育部 青少年育成課

ふれあい教室申込み 提出書類チェックリスト

- りょうもうしこみしょ
- □就労証明書または自営業申告書(父·母)

(保護者が在学中の場合は在学証明書/保護者が疾病・貧傷している場合は医師の診断書等)

- □父親または母親不在の申立書(ひとり親家庭のみ)
- ※就労証明書等または不在の申立書が欠けていると、未就労家庭(家に保護者がいる家庭)と判断するため、優先順位が下がってしまいます。
- ※利用料の減免申請は、利用が決定してから受け付けます(2月下旬以降)。利用申込 みには源泉徴収票などは<u>添付しない</u>ようにしてください。